

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年8月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第36号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条保健衛生推進室の款地域医療課の項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 子ども保健医療相談・事故防止センターに関する事。

附 則

この規則は、平成16年8月26日から施行する。

(総務局総務部文書課)